

被保険者
家族

出産育児一時金請求書

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	(1) 被保険者証 記号と番号	(記号) 番号	(2) 被保険者 (請求者)の 氏名					
	(3) 被保険者 (請求者)の住所	TEL ()						
	(4) 事業所の名称			(5) 事業所の 所在地				
	家族が出産した ための請求である ときはその者の	(6) 氏名			(7) 生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
	(8) 出産した年月日	令和	年	日	(9) 出産児数	(10) 死産児数	(11) 妊娠 経過期間	
	出産した 医療機関等	(12) 名称			(13) 所在地			
	(14) 被保険者が 出産した場合	該当する支給要件はどちらですか。(○してください) ア: 被保険者期間中の出産 イ: 資格喪失後6ヶ月以内の出産(資格喪失後 加入している保険者(協会けんぽ・健保組 合等)を下欄(16)~(19)に記入してください)			(15) 家族(被扶養者) が出産した場合	家族があなたの被扶養者になった時期 ア: 出産の日より6ヶ月以上前 イ: その他(出産者があなたの被扶養者となる 前に加入していた保険者を下欄(16)~(19) に記入してください)		
	(16) 保険者(協会けんぽ・健保組合等)	(17) (16)の連絡先	(18) 被保険者氏名	(19) 被保険者証の記号・番号				
							.	

い ず れ か に 記 入 し て く だ さ い	医 師 ・ 助 産 師	出産者氏名	出産年月日		年 月 日	
		出生児の数	単胎・多胎()児	生産又は死産の別	生産・死産(妊娠 週)	
	上記のとおり相違ないことを証明する。		令和 年 月 日			
	医療施設の所在地 医療施設の名称 医師・助産師名					
市 区 町 村 長	(生 産 の み)	本籍	筆頭者氏名			
		母の氏名	出生児氏名	出生年月日	令和 年 月 日	
		上記のとおり相違ないことを証明する。		令和 年 月 日		
市区町村長名		(印)				

※ 在職中の方は、事業所への振込みとなりますので、事業所の健保口座名義人へ受取りを委任してください。

委 任 状	私は下記の者を代理人と定め、出産育児一時金の受領方を委任します。 令和 年 月 日				
	被保険者 (請求者)	住所	氏名		
	代理人	事業所名	氏名		
	所在地				

令和 年 月 日提出

東日本プラスチック健康保険組合

受付日付印

※ 下欄は、会社を退職した方のみ記入してください。(口座登録のため、通帳の写しを添付してください)

支 払 金 融 機 関	銀行 金庫			本店	出張所
	預金 種別	1.普通 2.当座	口座 番号	口座 名義	支店 営業所

※ 訂正する場合、二重線で訂正し、正しい内容を記載のうえ、証明者のサインを記入してください。(医師・助産師欄のみ)

※ この用紙は、直接支払制度を利用しない場合に、被保険者が保険者に請求する際の用紙です。

添付書類

- ① 医療機関等と交わす直接支払制度合意(直接支払制度を利用していない旨)文書(写し)
- ② 医療機関等から交付された費用の内訳が記入された領収・明細書(写し)
※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産された場合、所定のスタンプの押印されている領収・明細書(写し)の添付をお願いします。
- ③ 海外で出生した場合、以下の書類を添付してください。
 - ・出生証明書の原本(外国語で記載されている場合は翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付)
 - ・海外に渡航した事実が確認できる書類の写し(パスポートなど)
 - ・海外出産の事実、内容について当組合が出産を担当した医療機関等に照会することに関する同意書
- ④ 退職した方で個人口座への振込を希望される方は、口座登録のため通帳の写し

出産育児一時金の支給要件等

< 出産育児一時金の支給要件 >

被保険者本人が出産した場合は出産育児一時金が支給され、被扶養者が出産した場合は家族出産育児一時金が支給されます。一時金の対象となるものは、妊娠4ヶ月(85日)以上の出産で、早産、死産、流産、人工妊娠中絶(経済的理由によるものも含む)も含まれます。

< 資格喪失後に出産した場合 >

被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、出産育児一時金の支給を受けることができます。

< 支給額 >

1児につき50万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入する医療機関等において、在胎週数22週に達した日以後の出産(死産を含む)でない場合にあっては48.8万円が支給されます。流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行なわれるものであることから、これらの場合は48.8万円が支給されます。また、海外にて出産された場合は48.8万円が支給されます。

【直接支払制度】

直接支払制度は、出産育児一時金を医療機関等の窓口で支払う出産費用に充てることのできるよう、出産育児一時金を健保組合から医療機関等に直接支払う制度です。この制度を利用すると、医療機関等へ支払う出産費用の負担が軽減されます。なお、直接支払制度を利用される場合には、出産を予定している医療機関等と出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結する必要があります。(「直接支払制度の利用に係る合意文書」の内容に同意していただく必要があります。)

※直接支払制度を利用できない医療機関等があります。詳しくは出産を予定している医療機関等にお問い合わせください。

○ 出産費用が50万円(または48.8万円)を超えた場合

出産育児一時金50万円(または48.8万円)を医療機関等にお支払いしますので、被保険者は出産育児一時金を超えた額を医療機関等の窓口でお支払いすることとなります。

○ 出産費用が50万円(または48.8万円)以下の場合

出産費用額を医療機関等にお支払いします。被保険者は医療機関等の窓口での支払いはありませんが、出産育児一時金50万円(または48.8万円)と出産費用額の差額については、健保組合(出産育児一時金内払金支払請求・差額請求書)に申請していただくことにより被保険者にお支払いします。

【受取代理制度】

受取代理制度は、本来、被保険者が受け取るべき出産育児一時金を医療機関等が被保険者に代わって受け取る制度です。この制度を利用すると、医療機関等へ支払う出産費用の負担が軽減されます。なお、受取代理制度を利用される場合は「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」を健保組合に申請してください。ただし、出産予定日まで2ヶ月以内の方に限られます。

※受取代理制度を利用できない医療機関等があります。詳しくは出産を予定している医療機関等にお問い合わせください。